

調達改善の取組の推進について

平成 25 年 4 月 5 日
行政改革推進本部決定

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進することとする。

記

1. 調達改善計画の策定等

(1) 調達改善計画の策定

ア 各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達改善計画を改定し、公表する。

イ 調達改善計画には、次の内容を盛り込む。

- ・ 重点的に調達改善に取り組む分野
- ・ 調達改善の取組内容
- ・ 調達改善の目標
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達改善の推進体制 等

(2) 調達改善計画の自己評価

ア 各府省庁は、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

2. 各府省庁における推進体制の整備

(1) 各府省庁は、調達改善計画の策定や自己評価の実施等、調達改善を推進するための体制を整備する。

(2) 各府省庁は、調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、調達改善に関する知見を有する外部有識者に意見を求める。

3. 行政改革推進会議の関与等

(1) 行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、内閣官房行政改革推進本部事務局から通知する。